

スーパー定期「年金」r.(ねんきんジュニア)」規定

2025 年 4 月 1 日

日新信用金庫

1. 預入資格

この定期預金は、＜にっしん＞年金予約サービスをお申込いただいている個人のお客さまに限りお預け入れできます。

＜にっしん＞年金予約サービスとは、57 歳以上 65 歳未満のお客さまを対象とし、当金庫に国民年金・厚生年金または各種共済年金（以下「公的年金」といいます。）のお受取りの振込口座指定をご予約いただくサービスです。すでに、公的年金の受給手続中もしくは受給済みのお客さまは対象外です。なお、当金庫で普通預金口座のご開設が必要となります。

2. 取扱店舗

預入資格に該当するお客さまが、この定期預金の預入れおよび支払いをされる場合は、＜にっしん＞年金予約サービスをお申込している店舗のみのお取り扱いとします。

3. お預入れ

- (1) この定期預金の預け入れは、10 万円以上 1 円単位とし、預入資格のあるお客さまお一人につき 200 万円までとします。
- (2) この定期預金の名義は、預入資格に該当するお客さまの名義に限ります。
- (3) この定期預金は、預入期間 1 年の自動継続自由金利型定期預金（M 型）（以下「スーパー定期」といいます。）とします。

4. 適用利率

- (1) 新規預入日から 1 年に限り、預入日における店頭表示のスーパー定期 1 年ものの利率に 0.525% を上乗せした利率を約定利率とします。
- (2) この定期預金の自動継続後は、継続日における店頭表示のスーパー定期 1 年ものの利率を約定利率とし、0.525% を上乗せした利率は適用されません。
- (3) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの定期預金を満期日（自動継続をしたときはその満期日をいいます。）の前日までに解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6 ヶ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6 ヶ月以上 1 年未満…約定利率×50%

なお、この算式により計算した中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率を適用します。

5. 総合口座の担保としての場合の取扱

この定期預金は総合口座の担保とすることができます。

この場合の貸越利率はこの定期預金の適用利率に定期性総合口座取引規定記載の利率を加えた利率とします。

6. そ の 他

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）」および「定期性総合口座取引規定」により取扱います。